

# 岡山県立自然公園の許可、届出等の取扱要領

改正	平成15年6月20日	自第128号
改正	平成17年4月1日	自第 83号
改正	平成23年5月20日	自第141号
改正	平成24年3月23日	自第520号

## 目 次

### 第1章 総則

#### 第1 趣旨

### 第2章 許可、届出等

#### 第1節 一般的事項

##### 第2 許可申請及び届出内容の事前指導

##### 第3 許可申請書、届出書の様式

#### 第2節 許可

##### 第4 許可申請書の市町村の経由事務

##### 第5 許可申請に関する県民局の事務

##### 第6 許可に関する審査基準

##### 第7 許可に際しての条件

##### 第8 各種行為の主従の判断

##### 第9 相関連した諸行為の取扱い

##### 第10 許可後における内容の変更手続

#### 第3節 届出

##### 第11 届出書の市町村の経由事務

##### 第12 届出に関する県民局の事務

##### 第13 普通地域内の届出に関する指導基準

##### 第14 普通地域内における各種行為の主従の判断

##### 第15 特別地域と普通地域にまたがる行為の取扱い

#### 第4節 国の機関が行う行為の取扱い

##### 第16 国の機関が行う行為に対する準用等

#### 第5節 違反行為

##### 第17 違反行為の予防及び発見

##### 第18 違反行為に対する措置

##### 第19 違反行為に対する中止命令等

#### 第6節 協議

##### 第20 本庁協議

#### 第7節 損失補償等

##### 第21 損失補償と土地の買入れ

#### 第8節 行為の処分等

##### 第22 指令書の交付等

##### 第23 県民局長の処理件数の報告

##### 第24 台帳の備付け

### 第3章 共通事項

#### 第1節 書類の経由等

##### 第25 書類の経由

##### 第26 2以上の市町村にまたがる場合の取扱い

##### 第27 2以上の県民局にまたがる場合の取扱い

#### 第2節 公園計画図等の備付け

##### 第28 具備すべき関係図書

# 第1章 総則

## 第1 趣旨

岡山県立自然公園条例（昭和48年岡山県条例第34号。以下「条例」という。）第19条第1項に規定する特別地域又は第21条第1項に規定する普通地域内において行う行為に関する許可、届出、違反行為に対する措置、損失の補償、報告等に関しては、条例及び岡山県立自然公園条例施行規則（昭和48年岡山県規則第46号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

# 第2章 許可、届出等

## 第1節 一般的事項

### 第2 許可申請及び届出内容の事前指導

県立自然公園内における行為の許可申請又は届出に関し相談を受けたときは、申請又は届出に係る行為の内容及び申請書又は届出書の内容が条例、規則及び本要領に照らし適切なものとなるよう指導に努めるものとする。なお、指導に際しては、岡山県行政手続条例（平成7年岡山県条例第30号）第30条から第34条までの規定に留意するものとする。

### 第3 許可申請書、届出書の様式

規則第12条第1項、第13条第1項又は第16条第1項の規定による県立自然公園内における行為の許可申請書及び届出書の様式（第12号～第36号）については、別記様式のとおり「備考」を定めて取り扱うものとする。

## 第2節 許可

### 第4 許可申請書の市町村の経由事務

1 行為地を管轄する市町村長は、知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成12年岡山県規則第52号。以下「特例条例に基づく規則」という。）第2条の規定により、特別地域内の行為に関する許可申請書が提出されたときは、当該申請書について不備又は不足するものがないことを確認し、不備又は不足するものがある場合には相当の期間を定め申請者に補正させた上で、関係県民局長に送付するものとする。

なお、相当の期間を経過しても当該申請書の不備等が補正されない場合にあっては、速やかに、関係県民局長にその旨の報告をするものとする。

2 市町村長は、許可申請書の送付に当たり、次の各号に掲げる事項に関する調書を添えるものとする。

- (1) 許否に関する意見及び許可する場合の条件
- (2) 他の法令による処分の状況
- (3) その他許否の判断に必要な事項

3 関係県民局長への許可申請書の送付は、許可申請書が提出された日から起算して原則として6日（行政庁の休日は含まない。）以内に行うものとする。ただし、当該申請書の内容の不備その他により指導を要する場合はこの限りでない。

なお、当該申請書に受付印を押印する等の方法により、当該申請書が提出された日を明確にするとともに、前記ただし書に該当する場合は、指導に要した期間等も明確にするものとする。

## 第5 許可申請に関する県民局の事務

- 1 特別地域内の行為に関する許可申請書（県民局長が規則第12条第4項の規定により同条第3項各号に掲げる事項を記載した書類の提出を求めた場合の当該書類を含む。以下第5において同じ。）の送付を受けた県民局長は、当該申請書について不備又は不足するものがないことを確認し、不備又は不足するものがある場合には相当の期間を定め申請者に補正させるものとする。  
なお、相当の期間を経過しても当該申請書の不備等が補正されない場合にあっては、速やかに申請者に対し申請の拒否（申請書の返戻）を行うものとする。
- 2 1に規定する申請書の送付を受けた県民局長は、次に掲げる事項について審査し、本節第6から第10までの規定により処理するものとする。
  - (1) 公園計画との関係
  - (2) 行為地及び行為地周辺の状況
  - (3) 施行（実施）方法の適否
  - (4) 風致景観又は行為地周辺の環境に及ぼす影響
  - (5) 市町村長の許否に関する意見及び許可する場合の条件
  - (6) 他の法令による処分の状況
  - (7) 土地所有者等の諾否
  - (8) その他許否の判断に必要な事項
- 3 2の規定による処理は、市町村長から許可申請書の送付を受けた日から起算して原則として14日以内に行うものとする。ただし、当該申請書の内容の不備又は不足により指導を要する場合はこの限りでない。

## 第6 許可に関する審査基準

- 1 許可申請の許可の適否の審査に当たっては、「岡山県立自然公園特別地域内における各種行為に関する審査指針」（昭和55年9月11日付け自保第275号岡山県環境部長通知。以下「審査指針」という。）によるものとする。
- 2 審査指針は、岡山県行政手続条例第5条第1項に規定する審査基準として取り扱うこととする。

## 第7 許可に際しての条件

- 1 許可に当たり、県立自然公園の風致景観の保護上、必要がある場合においては、条例第20条の規定により、その保護のために必要な限度において条件を付すものとする。  
なお、物の集積又は貯蔵に係る許可に当たっては、行為を行うことができる期間を限定する旨の条件を付すとともに、併せて物の撤去と跡地の整理を条件として付し、物の放置を防ぐものとする。
- 2 1の規定により付された条件が履行されない場合は、条例第22条第1項の規定により中止若しくは原状回復等を命じ又は条例第47条の規定による罰則が適用され得ることから、具体的かつ分かりやすい表現を用い、「国立公園の許可、届出等の取扱要領」（平成17年10月3日付け環自国発第051003001号環境省自然環境局長通知）別表に掲げる条件例文を参考にして付すものとする。

## 第8 各種行為の主従の判断

工作物を新築しようとする際に木竹の伐採及び土地の形状変更を伴う場合等、許可申請の内容に、条例第19条第3項各号に掲げる行為のうち複数の行為が含まれている場合であって、行為の主従の判断が可能なものについては、主たる行為を許可対象行為とし、その他の行為は関連行為として許可申請書にその旨を明記させるものとする。ただし、

次に掲げる場合及び主たる行為以外の行為として申請されている内容が、主たる行為に伴って通常必要とされる行為の範囲を超えると判断される場合には、それぞれの行為を許可対象行為とし、個別に申請を行わせ、個別に処分を行うものとする。これらの場合においては、一方の許可申請書を他方の許可申請書と併せて提出し、一方の許可申請書の添付書類中に、他方の許可申請に係る行為の内容を示させることにより、他方の許可申請書の添付書類を規則第19条第3項の規定により省略させることができるものとする。

- (1) 工作物の新築のための敷地を造成する目的で水面を埋め立てる場合には、水面の埋立及び工作物の新築として取り扱うものとする。
- (2) その高さが13メートル以上であり、かつ、容易に移転又は除却することができない構造の鉄塔（やぐら）を設けてボーリングを行う場合は、工作物の新築及び土石の採取として取り扱うものとする。
- (3) 廃棄物の最終処分場のうち、遮水シート等の工作物の設置を伴う場合は、工作物の新築及び土地の形状変更として取り扱うものとする。

## 第9 相関連した諸行為の取扱い

地質調査ボーリングとダム等の建設、発電所建設と送電線架設、温泉ボーリングと給湯管布設等一定の計画に基づいて行う相関連した諸行為については、あらかじめ当該計画の概要を当初の許可申請書に添付させ、計画全体についてその適否を判定することにより、当初の申請に係る行為とその後の申請に係る行為に対する処分が矛盾しないよう措置するものとする。

## 第10 許可後における内容の変更手続

次に掲げる事項に係る申請内容又は条例第20条の規定により付された条件により確定された工事の着手若しくは完了の日を、申請に係る許可を受けた後に変更しようとする場合は、新たな申請を行わせるものとする。(ただし、(1)に掲げる事項に係る変更については、申請者が同一の者である場合に限り当該事項を届け出ることによって足りるものとする。)

- (1) 申請者の住所及び氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
- (2) 行為の種類
- (3) 行為の目的
- (4) 行為地
- (5) 行為地及びその付近の状況
- (6) 行為の施行（実施）方法

なお、この場合においては許可申請書の備考欄に、既に許可を受けたものの変更である旨、当該許可処分の日付及び番号、許可に付された条件、変更する理由その他必要な事項を記載させるものとする。

## 第3節 届出

### 第11 届出書の市町村の経由事務

1 行為地を管轄する市町村長は、特例条例に基づく規則第2条の規定により、県立自然公園内の行為に関する届出書が提出されたときは、当該届出書について不備又は不足するものがないことを確認し、不備又は不足するものがある場合には、相当の期間を定め届出者に補正させた上で、関係県民局長に送付するものとする。

2 市町村長は、普通地域内の行為に関する届出書の送付に当たり、次に掲げる事項に関する調書を添えるものとする。

- (1) 禁止、制限又は必要な措置に関する意見

(2) 他の法令による処分の状況

(3) その他届出に係る措置の判断に必要な事項

3 普通地域内の行為に関する届出書の関係県民局長への送付は、届出書が提出された日から起算して原則として6日（行政庁の休日は含まない。）以内に行うものとする。ただし、当該届出書の内容の不備その他により指導を要する場合はこの限りでない。

なお、当該届出書に受付印を押印する等の方法により、当該届出書が提出された日を明確にするとともに、前記ただし書に該当する場合は、指導に要した期間等も明確にするものとする。

## 第12 届出に関する県民局の事務

1 県立自然公園内の行為に関する届出書の送付を受けた県民局長は、当該届出書について不備又は不足するものが無いことを確認し、不備又は不足するものがある場合には、相当の期間を定め届出者に補正させるものとする。当該届出書に補正を要しない場合にあっては市町村長に届出書（市町村長が届出者に届出書を補正させたときは補正がなされた届出書）が提出された日、当該届出書に補正を要する場合にあっては県民局長に補正がなされた届出書が提出された日をもって届出書の受理日とし、条例第21条第3項に規定する「届出があった日」又は同条第5項に規定する「届出をした日」と取り扱うものとする。

2 県民局長は、受理した普通地域内の行為に関する届出書について、次に掲げる事項について審査し、条例第21条第2項の規定により禁止、制限又は必要な措置を命ずる必要があるか否か判断することとする。

(1) 公園計画との関係

(2) 行為地及び行為地周辺の状況

(3) 施行（実施）方法の適否

(4) 公園の風景又は行為地周辺の環境に及ぼす影響

(5) 市町村長の禁止、制限又は必要な措置に関する意見

(6) 他の法令による処分の状況

(7) 土地所有者等の諾否

(8) その他届出に係る措置の判断に必要な事項

3 2に規定する処分は、第13に規定する基準によるほか風景を保護するために必要があると認めるときに行うものとする。なお、当該基準は、岡山県行政手続条例第12条第1項に規定する処分基準として取り扱うこととする。

4 2に規定する処分を行おうとする場合には、岡山県行政手続条例第27条から第29条までの規定により、弁明の機会を付与するものとする。

また、実地の調査をする必要があるとき、弁明の機会の付与に時間を要するときその他届出書の受理日から30日以内に2に規定する処分を行うことができない合理的な理由があるときは、条例第21条第4項の規定により同条第2項の規定による命令を行うことができる期間を延長することとする。

5 条例第21条第6項の規定により、同条第5項に規定する着手制限期間を短縮しようとする場合は、その旨を届出者に通知するものとする。

## 第13 普通地域内の届出に関する指導基準

普通地域内における行為の届出を受理するに当たっては、「国立公園普通地域における届出行為に係る当面の指導基準」（平成元年12月28日付け自保第878号岡山県環境保健部長通知）及び国立公園普通地域内における措置命令等に関する処理基準（平成13年5月28日付け環自国第212号環境省自然環境局長通知）を準用し指導することとし、風景の適正な維持を図るものとする。

## 第14 普通地域内における各種行為の主従の判断

普通地域内における各種行為の主従の判断については、第8に規定するところによるものとする。

## 第15 特別地域と普通地域にまたがる行為の取扱い

- 1 普通地域内において届出を要する行為が特別地域内で許可を要する行為と同一の者により一体的に行われる場合には、普通地域内の行為に関する届出書を特別地域内の行為に関する許可申請書と併せて提出し、許可申請書の添付書類中に届出に係る行為の内容を示させることにより、届出書の添付書類を規則第19条第3項の規定により省略させることができるものとする。
- 2 県民局長は、普通地域内の行為に対して禁止、制限又は必要な措置を命ずる処分を行う必要があるか否かを、特別地域内の行為の許可申請の審査と同時にを行う必要があると認めるときは、第12の4の規定の例により、条例第21条第2項の規定による命令を行うことができる期間を延長するものとする。

## 第4節 国の機関が行う行為の取扱い

### 第16 国の機関が行う行為に対する準用等

- 1 県立自然公園の区域内で国の機関が行う行為に係る自然公園法（昭和32年法律第161号。以下「法」という。）第79条第2項に規定する法第68条の規定の例により当該国の機関が行う協議又は通知については、本章第1節、第2節（第7を除く。）、第3節（第12及び第15を除く。）及び第8節第22の規定するところに準じて取り扱うものとする。

この場合において、当該規定中「禁止、制限又は必要な措置」及び「届出に係る措置」とあるのは「国の機関に対する協議」と読み替えるものとする。

- 2 1に規定する協議の内容に異議がない旨を回答する際には、「国立公園の許可、届出等の取扱要領」別表に掲げる条件例文を参考にして、留意事項を付すことができるものとする。
- 3 1に規定する通知に関する県民局の事務については、次のとおりとする。
  - (1) 県立自然公園の区域内で国の機関が行う行為に係る通知書の送付を受けた県民局长は、当該通知書について不備又は不足するものがないことを確認し、不備又は不足するものがある場合には、補正させた上で受理するものとする。
  - (2) 県民局长は、受理した通知書について第3節第12の2の(1)から(8)までに掲げる事項に係る審査を行った上で、法第68条第4項の規定の例により当該国の機関に対して協議を求めるか否かを判断することとする。

## 第5節 違反行為

### 第17 違反行為の予防及び発見

- 1 県民局长は、許可又は届出に係る行為に関し、次に掲げる方法により違反行為の予防及び発見に努めるものとする。
  - (1) 関係地方公共団体と連携して県立自然公園内及び周辺地域の住民、行為者等に対し、法令の趣旨及び規定の内容を機会あるごとに周知させること。
  - (2) 関係者の求めに応じ隨時供覧できるよう、公園区域及び公園計画図を常に整理しておくこと。
  - (3) 巡視を励行すること。

- (4) 申請者又は届出者に対し、許可を受ける前又は着手制限期間の経過前に申請又は届出に係る行為に着手しないよう指導すること。
  - (5) 条件を付して許可された行為又は制限され若しくは必要な措置を命ぜられた行為について、当該条件、制限又は措置命令の履行を監督すること。
- 2 市町村長は、違反行為を発見したときは、速やかに関係県民局長に通報すること。

## 第18 違反行為に対する措置

県民局長は、許可又は届出に係る行為に関して違反行為の通報を受けたとき又は違反行為を発見したときは、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 違反行為の中止を勧告するとともに、当該違反行為に関する違反事実をできる限り正確に把握し、行為者に対して適切な指示をすること。この場合、概要及び措置状況を別紙様式第1号により速やかに環境文化部長に報告するものとする。なお、違反処理については、指導等の記録に努めることとし、最終の処理は文書により行うものとする。
- (2) 違反行為が他の法令の規定による違反行為と重複するときは、速やかに当該法令に係る関係機関に連絡すること。
- (3) 行為の中止を勧告した時点で、当該違反行為により災害の発生の可能性があると認められる場合には、早急に災害防止のための応急措置が執られるよう取り計らうこと。
- (4) 違反行為の態様が悪質である等、特に必要があると認められる場合は、環境文化部長と連絡を取り合い、その対応について協議すること。

## 第19 違反行為に対する中止命令等

条例第22条第1項の規定により中止又は原状回復等を命ずる場合には、岡山県行政手続条例第27条から第29条までの規定により、弁明の機会を付与するものとする。

なお、中止を命ずる場合で、公益上緊急に処分する必要がある等同条例第13条第2項に該当する場合は、弁明の機会の付与の手続きを執らずに速やかに処分を行うこととする。

## 第6節 協議

### 第20 本庁協議

県民局長は、県立自然公園内における行為に関する許可申請又は届出の内容が次のいずれかに該当するときは、処分等に先立って環境文化部長に協議をするものとする。

- (1) 条例第19条第4項に規定する自然公園の風致の保護又は関係者の利害に重大な影響を与えるおそれがあると認めるとき
- (2) その他、県民局長が、許否及び必要な措置を執るかどうかの判断に際して、事前協議を必要と認めるとき

## 第7節 損失補償等

### 第21 損失補償と土地の買入れ

県民局長は、条例第43条第2項に規定する損失補償請求書又は条例第44条第1項に規定する土地買入申出書の提出を受けたときは、次に掲げる事項に関する調査書を添えて環境文化部長に送付するものとする。

- (1) 損失補償請求又は土地買入れの申出の原因となった許可申請書等及び指令書の写し
- (2) 損失補償請求又は土地買入れの申出に至るまでの経緯
- (3) 請求又は申出の理由及び請求額の当否に関する意見並びにこれを証する資料
- (4) その他補償額又は買入額の決定上参考となる事項及び資料

## 第8節 行為の処分等

### 第22 指令書の交付等

- 1 特別地域内における行為の許可に際しては、指令書を交付するものとする。
- 2 普通地域内における行為の届出を受理したときは、その旨の通知を行うものとする。
- 3 条例第19条第3項の規定による許可申請に対する不許可若しくは申請の拒否（申請書の返戻）、条例第21条第2項の規定による禁止、制限若しくは措置命令及び同条第4項の規定による処分可能期間の延長、又は条例第22条第1項の規定による中止若しくは原状回復命令等の処分に際しては、岡山県行政手続条例第8条又は第14条の規定により当該処分の理由を記載した指令書を交付するものとする。
- 4 3の規定による指令書の交付に当たっては、処分の内容を名宛人に確実に伝達するとともに、処分のあったことを知った日を明確にするため、当該指令書を直接名宛人に交付し、捺印のある受領書を受け取る、又は配達証明扱いで郵送することにより交付することとする。

### 第23 県民局長の処理件数の報告

県民局長は、許可、不許可、申請の拒否（申請書の返戻）、届出の受理等をした事項に関し、前年度分を取りまとめ、別紙様式第2号により毎年4月5日までに環境文化部長に報告するものとする。なお、報告に当たっては、第24に規定する台帳の写しを添付するものとする。

### 第24 台帳の備付け

県民局長は、許可台帳（別紙様式第3号）及び届出台帳（別紙様式第4号）を備え、許可又は届出に関する処分等をしたときは、その都度整理するものとし、その台帳は永年保存するものとする。なお、協議又は通知の場合も同様に取り扱うものとする。

## 第3章 共通事項

### 第1節 書類の経由等

#### 第25 書類の経由

県立自然公園内において行われる行為の許可、届出等に関する書類の経由については、別表のとおりとする。

#### 第26 2以上の市町村にまたがる場合の取扱い

行為地が2以上の市町村にまたがる場合は、主として関係する土地を管轄する市町村長に申請書、届出書等の正本を提出させ、当該市町村長はこれを関係県民局長に送付するものとする。

他の市町村長へは副本を提出させ、副本の提出を受けた市町村長は、必要に応じて県民局長に意見を述べるものとする。

#### 第27 2以上の県民局にまたがる場合の取扱い

第26の規定による申請書、届出書等の正本の送付を受けた県民局長は、行為地が他の県民局の管轄にまたがる場合には、他の県民局長の意見を聴いた上で処分又は環境文化部長との協議を行うものとする。

## 第2節 公園計画図等の備付け

### 第28 具備すべき関係図書

県民局長は、県立自然公園内における行為の許可又は届出に関する図書として、本要領のほか、次の図書を備え付け、公にするものとする。

- (1) 岡山県立自然公園条例、岡山県立自然公園条例施行規則
- (2) 公園区域及び公園計画図
- (3) 岡山県立自然公園特別地域内における各種行為に関する審査指針
- (4) 国立公園普通地域における届出行為に係る当面の指導基準
- (5) 国立公園普通地域内における措置命令等に関する処理基準